

今回は「証人」です。証人とは、ある事実や事柄について、それを証明する人のことです。たとえば裁判や民法上の届け出、遺言などでも証人が必要になっていきます。

旧約聖書にも、証人という言葉が次のように出てきます。

いかなる犯罪であれ、およそ人の犯す罪について、一人の証人によって立証されることはない。二人ないし三人の証人の証言によって、その事は立証されねばならない。(申命記 19 章 15 節)

そしてキリスト教においては、特に福音との関連で、真理について証言をする人という意味で用いられます。また「証し」という言葉に訳されることもあります。

使徒言行録 1 章 8 節には、このように書かれています。

あなたがたの上に聖霊が降ると、あなたがたは力を受ける。そして、エルサレムばかりでなく、ユダヤとサマリアの全土で、また、地の果てに至るまで、わたしの証人となる。」

つまり聖霊を与えられた人は、福音を証しする人となるわけです。聖霊によって、神さまがわたしたちのためにイエス様を遣わし、復活させられたことを伝える証人とされるのです。

だとすると、聖霊によって生かされている現代のキリスト者も、証人なのではないでしょうか。

教会によっては、信徒の方が「証し」をする機会を多く作っているところもあります。イエス・キリストの復活の意味は何なのかという小難しいことは語れなくても、復活のイエス様との出会いを共に分かち合うことはできるかもしれません。わたしたちも「証人」の一人として、働くことができたらと思います。

次回は「召命」です。お楽しみに。



「聖ペテロの説教」

ベンジャミン・ウエスト

(1738 頃～1820 年)

神はこのイエスを復活させられたのです。わたしたちは皆、そのことの証人です。

(使徒言行録 2 章 32 節)

